

株式会社ワンメッセージ及び泉忠司に対する損害賠償請求訴訟

(特定適格消費者団体による被害回復訴訟) についての Q&A

2019年4月26日

Q: 今回の訴訟で消費者団体（消費者機構日本）が請求している損害賠償の内訳はどのようなものですか。

A: 2016年（平成28年）10月1日以降に株式会社ワンメッセージから購入した下記商品（情報商材と自動売買システム）の売買代金です。

「仮想通貨バイブルDVD5巻セット（VIPクラスへの参加を含む）」

「ハイスピード自動AIシステム：パルテノンコース」

Q: 対象となる消費者はどのようになっていますか。

A: 2016年（平成28年）10月1日以降に株式会社ワンメッセージから下記商品（情報商材と自動売買システム）を購入した消費者が対象です。

「仮想通貨バイブルDVD5巻セット（VIPクラスへの参加を含む）」

「ハイスピード自動AIシステム：パルテノンコース」

Q: なぜ2016年10月1日以降の売買契約が対象なのですか。2016年9月30日以前の売買契約による損害は対象とならないのですか。

A: 訴訟の根拠となる法律が2016年10月1日に施行されたため、この日以前の契約は対象となりません。

2016年9月30日以前の売買契約による損害については国民生活センターADR その他のADR 機関又は消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン：局番なしの「188（いやや!）」

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

「国民生活センターADR」 <http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html>

「消費生活センター」 <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

Q:仮想通貨（暗号通貨）を購入、投資したお金は請求できますか。

A:商品やサービスの購入代金ではないので、この訴訟では請求できません。

Q:どのような手続きをしたら売買代金の返金が受けられますか。

A: 今回の裁判（共通義務確認訴訟）で消費者団体（消費者機構日本）の訴えが認められれば対象消費者に含まれる消費者がその後の手続き（簡易確定手続）に参加することで返金を受けることができます。なお、現時点では裁判の結果が出ていないので、返金が受けられるかどうか分かりません。

Q:売買代金の返金はいつ受けられますか。

A:現時点では裁判の結果が出ていないので、返金を受けられるかどうか、受けられるとしてもその時期は分かりません。共通義務確認訴訟が終結すれば、返金されるかどうか、その時期の見通しが立つようになります。

Q:返金を受けるために費用は必要ですか。

A:必要です。ただし、現時点ではまだ費用の見通しが立っていません。

共通義務確認訴訟で団体（消費者機構日本）の訴えが認められれば、簡易確定手続きへの参加について通知・公告がされ、その際に費用の目安が示されます。その費用との兼ね合いで手続に参加するかどうかご判断ください。

Q:これまでに自分で株式会社ワンメッセージと交渉して売買代金の一部を返金してもらいました。残りの金額は返金してもらえますか。

A:返金を受けたときの条件によると思われます。仮に「今後は一切返金を求めない」といった趣旨の条件が付いていれば、残額の返金は受けられない可能性があります。

このような条件が付いていないとしても、返金を受けられるかどうかは簡易確定手続で審理され決定されますので、現時点では分かりません。

Q: 訴訟の詳しい内容や今後の進行は知ることができますか。

A: 「消費者機構日本」のウェブサイトに訴状を掲載しています。また、訴訟の進行にあわせて、裁判の傍聴案内や共通義務確認訴訟の結果なども「消費者機構日本」のウェブサイトに掲載してまいります。

<http://www.coj.gr.jp/>

<参考>

消費者団体訴訟制度（被害回復）に係る説明

- (1) 訴訟手続が2段階に分かれている。
- (2) 今回、団体が提訴したのは1段階目である「共通義務確認訴訟」。事業者に法律上の責任があり金銭の支払い義務があることを裁判所に確認してもらうための訴訟。

この訴訟で団体の訴えが認められれば2段階目の「簡易確定手続」に移行する。

- (3) 被害者が手続に参加するのは2段階目の「簡易確定手続」から。

2段階目に入ると（共通義務確認訴訟で団体が勝訴した後）、団体がウェブサイトでの公告と知れたる被害者への個別通知を行い、手続きへの参加を呼び掛ける。

その際、手続参加のための費用（確定した金額）及び債権届出以降の費用の目安が示されるので、対象消費者の方々はその費用負担（金額）と返還されるであろう金額の兼ね合いを見て、手続に参加するかどうか判断していただきたい。